

基本的事項

1 目的

本マニュアルは、宮城県地域防災計画（地震災害対策編、津波災害対策編及び風水害等災害対策編）に定める保健医療活動のうちの医療救護活動について、県及び関係機関が実施すべき基本的事項を定めたものです。

地震等の大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合に、発災後から避難所が設置されている期間における医療救護活動については、本マニュアルに基づいて実施するものとします。

なお、原子力災害時における被ばく医療救護活動については、原則として別に定める「原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル（暫定版）」により補完するものとし、本マニュアルでは取り扱わないものとしています。（ただし、多数の傷病者が発生する場合等は左記によらず本マニュアルに準拠した対応とします。）

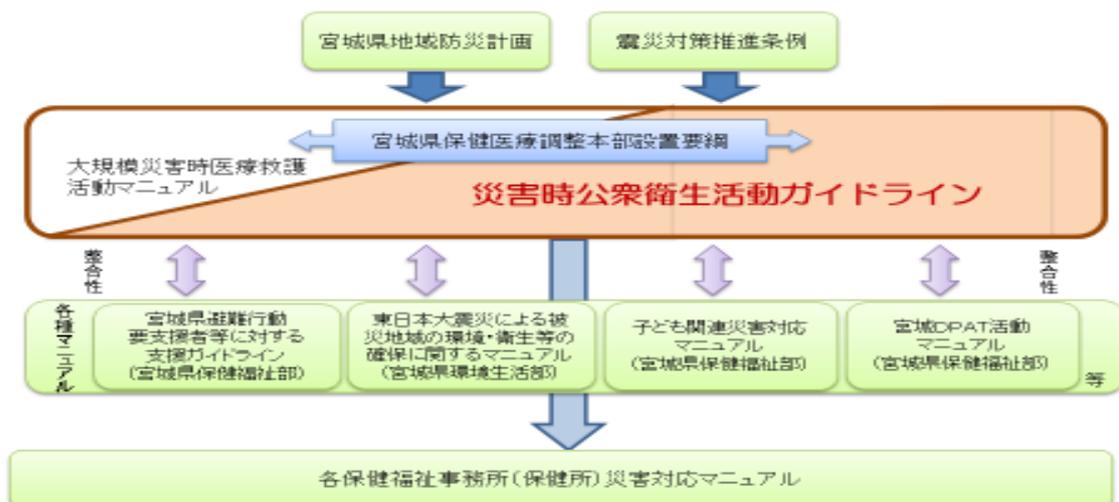
2 大規模災害時医療救護活動マニュアルの位置付け

大規模災害においては、発生時にはまず多数の傷病者に対する医療救護活動への対応が重要であり、その後、時間の経過に伴い、保健・衛生などの公衆衛生活動にニーズがシフトしていきます。

本マニュアルでは、災害発生直後の主に救助、救出、救命に重点が置かれる超急性期、急性期から避難所等での生活やこころのケア対策等、多様なニーズへの対応に重点が置かれる亜急性期、慢性期にわたって行われる医療救護班等による医療救護活動について定めることとします。

本マニュアルは、大規模災害時における医療救護活動の標準的な活動指針を示すものです。各関係機関におかれましては、このマニュアルを参考にしながら、個別具体の活動マニュアルを作成されますようお願いします。

なお、保健衛生活動等については、「災害時公衆衛生活動ガイドライン」（県保健福祉部、環境生活部）がその指針となります。



3 マニュアル活用の対象期間

地震などの大規模自然災害における発災後の急性期（発災後概ね3日間。災害の規模によってはこれより長くなる場合があります。）においては、被災者に対する救命救急医療が中心となり、亜急性期以降、中長期的には被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理対策やメンタルヘルス対策が中心となってきます。

本マニュアルにおいては、急性期から、被災地において避難所等での巡回診療等のニーズが収束するまでの期間を、その活用対象とします。

4 マニュアルの対象災害

このマニュアルは、原則として県災害対策本部内に保健医療調整本部が設置^{*}されるような、大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。

ただし、宮城県外で災害が発生し、他都道府県への広域応援が必要と認められる場合には、保健医療調整本部の設置は行いませんが、保健医療活動チーム等を派遣する可能性があるため、例外として、第10章において他都道府県への広域応援について規定するものとし、本マニュアルの対象とします。

※ 保健医療調整本部が設置されるような災害とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。

5 大規模災害とトリアージ

トリアージとは、限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重症度により治療優先度を定めることです。

大規模災害の発生時においても、限られた医療スタッフや医薬品等の機能を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、より多くの人命を救うためには、患者の緊急度と重症度に応じて治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、治療を行うことが重要となります。

大規模災害の発生時においては、災害発生現場や医療救護所におけるトリアージに加え、傷病者が殺到している又はそのおそれのある医療施設においても第2回目以降のトリアージが必要となります。

6 患者の搬送と情報収集・伝達

急性期において、災害現場や医療救護所では、DMATや医療救護班により応急処置とトリアージが行われます。

ここで行われる処置はあくまでも応急処置が主体とならざるを得ませんので、患者が重症であればあるほど、いち早く十分な診療機能が保たれた医療施設へ搬送することが重要であると考えます。

患者搬送の主体となる救急隊は、患者の分散を常に念頭に置きながら救護活動に当たることが求められます。そのために県では、医療施設の稼働状況や受入れ等の情報を把握し迅速に消防機関に伝達する必要があります。

また、負傷者の集中が予想される災害拠点病院に対しても、県から医療施設の稼働状況等の情報を提供することにより、後方医療施設（注）への患者転送の拠点として機能することが期待されます。

これらのツールとして、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を使用します。

（注） 後方医療施設とは、被災を免れ、施設の機能が保たれており、医療活動が継続できる全ての医療施設を指します。

7 構成と主な内容

このマニュアルの構成及び主な内容は次のとおりです。

章	構成	主な内容	主な関係機関
第1章	組織・体制	県における災害対策本部設置時の体制，災害医療コーディネーター等について	各関係機関
第2章	情報収集と伝達	災害発生の初期段階における情報の収集と関係機関及び住民への情報提供	市町村 医療機関，消防機関等
第3章	医療救護所の設置	市町村における医療救護所の設置基準，設置場所及び設置手続	市町村
第4章	DMA Tの派遣要請と活動	DMA Tの派遣要請手続きと活動内容，指揮・活動支援，医療救護班への引き継ぎ	各関係機関
第5章	医療救護班の派遣要請と活動	医療救護班の派遣要請手続きと現地での活動内容	医師会，歯科医師会， 医療機関，各関係機関
第6章	医療機関の活動	災害時における県内の災害拠点病院を始めとする医療施設の活動内容	医療機関
第7章	医薬品等の供給及び薬剤師の派遣と活動	災害時において必要とされる医薬品等の備蓄，供給体制及び薬剤師の派遣と活動	市町村，医療機関， 薬剤師会，医薬品卸組合等
第8章	災害時要配慮者の医療	災害時要配慮者に対する医療面での対応	市町村，医師会， 歯科医師会，医療機関
第9章	遺体の処理・埋葬	遺体の検案等の処理・埋葬	市町村
第10章	他都道府県への支援活動	他の都道府県で大規模災害が発生したときのDMA T・医療救護班の派遣，本県への傷病者の受け入れ	医師会，歯科医師会， 医療機関，各関係機関
第11章	平常時からの準備	平時からの連絡協議体制，防災訓練，医療機関の防災マニュアルの作成等	医師会，歯科医師会， 医療機関，各関係機関

8 マニュアルの検証と見直し

このマニュアルの内容については，防災訓練等を通じて有効性を随時検証し，少なくとも2年に1回，必要な事項について見直しを図ることとします。